

議案第 85 号

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 6 月 27 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例の一部  
を改正する条例

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例（平成 5 年  
川崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵  
便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵  
便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引  
法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第  
10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項  
第 5 号を削る改正規定、同項第 6 号の改正規定、同号を同項第 5 号とする改  
正規定及び同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる改正規定は、

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

参考資料

## 制 定 要 旨

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行及び証券取引法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。